

# 富田林市入札等参加停止措置一覧表

更新日: 令和8年6月1日

| 参加種別              | 入札等参加停止措置の期間              | 商号又は名称                 | 業者番号          | 所在地     | 措置要件   | 備考                      |
|-------------------|---------------------------|------------------------|---------------|---------|--|-------------------------|
| 管理等業務委託           | 令和7年8月28日 から 令和8年8月27日 まで | 株式会社 COMTAS            | 22832         | 京都市中京区  | 本市発注業務の履行に当たり、入札等参加資格者の責めにより契約の解除がなされたため     | 別表3. (2)                |
| 測量・建設コンサルタント等業務委託 | 令和7年8月28日 から 令和8年8月27日 まで | 株式会社 中央技術コンサルタンツ 関西支店  | 5570          | 吹田市     | 役員等が、公共機関発注の入札に関し、官製談合防止法違反などの罪で起訴されたため      | 別表9. (2)ア               |
| 物品等               | 令和8年4月10日 から 令和8年10月9日 まで | フクシマガリレイ 株式会社 南大阪支店    | 23111         | 堺市中区    | 建設業法違反行為                                     | 別表12. (2)ア              |
| 建設工事              | 令和8年4月10日 から 令和8年10月9日 まで | 東洋シャッター 株式会社 堺営業所      | 3010          | 堺市中区    | 建設業法違反行為                                     | 別表12. (2)ア              |
| 建設工事              | 令和8年4月23日 から 令和8年7月22日 まで | 高知建設 株式会社              | 3413          | 大阪市東住吉区 | 建設業法違反行為                                     | 別表12. (2)イ              |
| 建設工事              | 令和8年4月23日 から 令和8年7月22日 まで | 株式会社 森本組 大阪支店          | 1702          | 大阪市北区   | 大阪府内における工事で、安全管理措置が不適切であったため、重大な事故を生じさせたため   | 別表6の2                   |
| 建設工事              | 令和8年4月23日 から 令和8年7月22日 まで | 株式会社 久本組               | 1651          | 大阪市住吉区  | 大阪府内における工事で、安全管理措置が不適切であったため、重大な事故を生じさせたため   | 別表6の2                   |
| 建設工事・管理等業務委託      | 令和8年6月1日 から 令和8年8月31日 まで  | 日本ハイウエイ・サービス 株式会社 大阪支店 | 1685<br>21000 | 大阪市中央区  | 独占禁止法違反行為                                    | 別表10. (2)ウ<br>第5条第9項第2号 |
| 建設工事・管理等業務委託      | 令和8年6月1日 から 令和8年6月30日 まで  | 株式会社 ビケンテクノ            | 1796<br>21077 | 吹田市     | マンション管理適正化法に基づく指示処分、業務停止処分を受け、商号等を公表されたため    | 別表13. (1)               |
| 管理等業務委託           | 令和8年6月1日 から 令和8年6月30日 まで  | 株式会社 クリーン工房 大阪支店       | 22664         | 大阪市北区   | 元代表者が、公職選挙法違反により罰金刑を受けたため                    | 別表13. (3)               |
| 建設工事              | 令和8年6月1日 から 令和8年8月31日 まで  | 三菱電機 株式会社 関西支社         | 1591          | 大阪市北区   | 大阪府発注工事で、安全管理措置が不適切であり、重大な事故を生じさせたため         | 別表6の2                   |
| 管理等業務委託           | 令和8年6月1日 から 令和8年7月31日 まで  | 阪南清掃 株式会社              | 10214         | 富田林市    | 本市発注業務の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるため | 別表3. (6)                |